

法学分野の参照基準検討分科会（第4回）議事要旨

1. 日時 平成23年6月20日（月） 13:00～15:00
2. 場所 日本学術会議6階 6-A(1)会議室
3. 出欠 （出席11名） 河野委員長、井上副委員長、浅倉幹事、河合幹事、淡路委員、井田委員、辻村委員、廣渡委員、浦川委員、寺田委員、広田委員
（欠席5名） 吾郷委員、池田委員、磯村委員、長谷部委員、北村委員
（説明者1名）
静岡大学法務研究科教授 藤本 亮
（オブザーバー1名）
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会委員長 北原 和夫

4. 議事

（1）文部科学省における打ち合わせについての報告（北原氏）

○文部科学省高等教育局高等教育政策室長の榎本剛氏から招かれたことから、私と親委員会の広田委員、吉川委員で出向き、ここでの審議状況について説明してきた。参照基準の策定及び学位名称の在り方についてのガイドライン作成については文科省も期待していて、特に学位名称の件に関しては夏を目途に中教審で報告する機会を設けるということであった。

（2）高等教育の大衆化と学部法学教育（藤本氏）

（3）意見交換

○日本の大学は入学が難しく入学後は落第させないが、逆にアメリカの大学は比較的容易に入学させるが成績が悪ければ落第させる、日本の大学の質を向上するというときには落第させる率を高めれば良いのかもしれない。しかし経営上の抵抗があるので、それに対する何らかの対策が必要。参照基準の策定以前にその辺に基礎があるような気がしている。

○経営のプレッシャーは非常に大きい。留年させることを極力避けるというのが暗黙の了解になっている。大学評価基準自体が全員卒業させることを前提にしている、卒業できないのは大学の教育力が低いからだという評価基準になっている。そこをクリアしないで提言しても難しい。

○卒業できない学生は1割近くいるが、それは学力問題ではなく一義的にはこの議論の対象ではない。ここで対象とするのは学力の低い、やる気のない学生をどうするのかということである。学生のモチベーションを高めるためには、法学を学ぶことが社会でどのように役に立つのかを分からせていく必要がある。

○法律職・公務員以外の進路選択者にとって、法律学を身に付ける意味が何かについて教員の側も漠然としたイメージしか持っていないとのことだが、参照基準はそこ

をどう書くかということになる。民間企業に就職する学生にとって法学教育がどのように役に立つのか。

- 基礎法を教える先生は外部試験とは全く関係がなくじっくり時間をかけて学ぶスタイルの伝統的な教養としてのイメージを持っているが、個別法の担当者にとっては法律職・公務員への進路選択者以外の学生はほとんど関係がないと思う。就職した後 10～20 年後に結果として繋がってくることはあるかもしれないが、就職した直後ではイメージが湧かないし白紙状態だと思う。
- 法学部のかなりの学生が一般企業に就職するので、ほとんどの学習が無駄だということになる。法学を学ぶことは多分どこかでリンクしていると思う。
- 企業側には法学部卒を採りたがるところが意外に多い、それを教員側があまり自覚していない。例えば不動産会社や自営業、店舗経営、警備員管理なども良く法学部に求人が来る。それをどう言語化できるか。
- 就職後資格を取得させられることがあるが、それにはかならず法規が入っている。その際には法学を学ぶことで得た感覚が役に立つことはある。
- 高校生から大学生まで大体が手段としての学習しかしていない。試験や資格という具体的な手段が無いレベルで教育を考えたときに、内容が直接的な有用性を持っていればよいが、それが無い時に、間接的にでも法学の学習で得られる社会的に役に立つ能力が何かについて明らかにしておかないといけない。法学の専門教育を学ぶということ、社会科学的な枠組みで色々な認識をするということで、何か大学に行かないと身に付かない教養が身に付くのではないか。
- 法律学という規範システムを前提にした上で相手とコミュニケーションが取れるというのが一つある。言語化するときに、それが単なる感想の延長ではなくて一定の妥当性を持ったものにすることができる。
- そのように妥当性を持ったコミュニケーションを取ることができるといった能力を養成するためにこのような課題をこのように取り組んだということを説明することができるようになる。そういうことを明確にしていけば、学生も教員もよりやりがいを持って学習ができるのではないか。
- 規則を作るということは重要ではないか、かならずしも法律ではなくても社内規則や内々の規則などつくることはある。その際演繹的思考をもって普遍的基準自体を作っていくことができる。そのように正に操作するということが最低限必要な能力なのではないか。
- 規則を作るということは法学部でもあまりやってこなかった。社会ではそのような要請が少なからずあり、法文章作成技法などについても教えて良いのではないか。
- 誰が教えるかという問題もある。国会の法制局が法文の解釈の仕方というのを何冊か出しているがそれはあくまでも読む側のガイドである。
- 法学を勉強していないと規定やルールを絶対視する傾向があって例外を求めないが、

法学で規範体系を操作あるいは操作しなくても最高裁の判例を学ぶと、例外的な事象に対しても対応できるという柔軟な発想というのが法学部生と商学部生の法意識の違いを調査した時に結果から示唆されたこと。

- 法学的な思考パターンというのは問題を解決するための頭の構造なのではないか、それがリーガルマインドなどと言われてきた。
- 対立紛争があるときにその問題を解決するために基準を立てる発想、まず枠組みに当てはめてしまって問題を整理するという発想は法学を学ぶことで身に付く抽象的な思考パターンだという可能性はある。
- 法学部生の考え方は三段論法になる、事実を書いて規範を提示しそれに当てはめて結論を出す。しかし政経学部生や商学部生になると社会学的というか事象として捉えてしまって規範の適用がなく印象になってしまう。また、韓国は日本より進学率が高いが卒業率が同じように高い。日本よりもっと深刻な状況にあると推測されるが、何か対策を打っているのだろうか。
- 知的基盤社会の中で法学を学んだものがどのような役割を果たすのかがポイント。システムやルールという社会の一番重要な要素について深く考えることができる、その作り方や作用の仕方を弁えている、だから議論をリードすることができるなどという能力は市民としてのスキルとしてあると思う。
- それぞれの立場や主張を整理してコミュニケーションを取り結論に導いていく、そのために事実で規範を当てはめて結論を出す、たとえ規範が頭に入っていないでも一応整理ができる、そういう能力が法科社会の市民が弁えているべき能力なのではないか、小さな例外に捉われず大きな見地から理解することができる、そのような能力が法学部を卒業した学生に最低限身に付けていることを保証できれば社会自体の形成に役立つのではないか。
- 中下位校の現実を踏まえて、最低限の法学専門教育の現実的内容について纏めていく作業を藤本委員と協力して行わせて頂きたい。一方上位校を念頭において海外にも通用する法学部専門教育についても最終文書に盛り込む必要があると考えるので、その部分は委員長を中心に別にまとめて頂き、それから両者の接合を検討しては如何か。
- 本日までで色々な問題を多面的に議論できたと思うので、次回会議までにそれらを踏まえて基本的な方向性について示したメモ書きのようなものを提出し、それをもとに今後は議論を進めていきたい。
- 3月16日に「法学研究者養成の危機と打開の方策－法学研究・法学教育の再構築を目指して－」というシンポジウムを予定していたが震災の関係で延期していたので、8月2日（火）の同じ時間帯で開催することにした。当該分科会と共催という形で、法学教育の在り方について討論を行いたい。